

昭和三十年法律第一百八十六号

原子力基本法

第一章 総則

(目的)

この法律は、原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、並びに学術の進歩、産業の振興及び地球温暖化の防止を図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

(基本方針)

第二条 原子力利用は、平和のために限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

第三条 原子力利用は、国及び原子力事業者(原子力発電に関する事業を行う者)をいう。第二条の三及び第二条の四において同じ。が安全神話に陥り、平成二十三年三月十日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の運転等に起因し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立つて、これを行うものとする。

(国の責務)

第二条の二 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力発電を電源の選択肢の一つとして活用することによる電気の安定供給の確保、我が国における脱炭素社会(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百七号)第二条の二に規定する脱炭素社会)の実現に向けた発電事業における非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者によるエネルギー資源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第七十二号)第二条第二項に規定する非化石燃料

エネルギー源をいう。第十六条の二(第二項において同じ。)の利用の促進及びエネルギーの供給に係る自律性の向上に資することができるよう、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 国は、エネルギーとしての原子力利用に当たっては、原子力施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十号)次条第四号及び第二条の四第一項において「原子炉等規制法」という。)の安全性の向上に不斷に取り組むこと等によりその安全性を確保することを前提と

して、原子力事故による災害の防止に関し万全の措置を講じつゝ、原子力施設が立地する地域及び電力の大消費地である都市の住民をはじめとする国民の原子力発電に対する信頼を確保し、その理解と協力を得るために必要な取組並びに地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組を推進する責務を有する。

(原子力利用に関する基本的施策)

第二条の三 国は、原子力発電を適切に活用することができるよう、原子力施設の安全性を確保することを前提としつゝ、次に掲げる施策その他必要な施設を講ずるものとする。

一 原子力発電に係る高度な技術の維持及び開発を促進し、これらを行う人材の育成及び確保を図り、並びに当該技術の維持及び開発のために必要な産業基盤を維持し、及び強化するための施策

二 原子力に関する研究及び開発に取り組む事業者、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構その他の関係者の相互の連携並びに当該研究及び開発に関する国際的な連携を強化するための施策その他の当該研究及び開発の推進並びにこれらの成果の円滑な実用化を図るための施策

三 電気事業に係る制度の抜本的な改革が実施された状況においても、原子力事業者が原子力施設の安全性を確保するために必要な投資を行うことその他の安定的にその事業を行ふことができる事業環境を整備するための施策

四 原子力発電における非化石エネルギーの実施及び廃炉の推進に関する法律(平成十七年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再処理等同条第一項に規定する使用済燃料に係るその貯蔵能力の増加その他の対策及

び原子炉等規制法第四十三条の三の三十三第一項に規定する廃止措置の円滑かつ着実な実施を図るための関係地方公共団体との調整その他の必要な施策

五 最終処分 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成十二年法律第百十七号)第二条第二項に規定する最終処分をいう。以下の号において同じ。)に関する国民の理解を促進するための施策、最終処分の計画的な実施に向けた地方公共団体その他の関係者に対する主体的な働き掛け、同法第六条第二項第一項において「原子炉等規制法」という。)の安全性の向上に不断に取り組むこと等によりその安全性を確保することを前提と

して、原子力事故による災害の防止に関し万全の措置を講じつゝ、原子力施設が立地する地域と関心を有する地方公共団体その他の関係者に対する関係府省の連携による支援、最終処分に関する研究開発の推進を図るための国際的な連携並びに原子力発電環境整備機構及び原子力事業者との連携の強化その他の最終処分の円滑かつ着実な実施を図るために必要な施策

(原子力事業者の責務)

第二条の四 原子力事業者は、エネルギーとしての原子力利用に当たつては、原子力事故の発生の防止及び原子炉等規制法第二条第六項に規定する特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講じ、並びにその内容を不斷に見直し、その他原子力施設の安全性の向上を図るための態勢を充実強化し、並びに関係地方公共団体その他機関と連携しながら原子力事故に対処するための防災の態勢を充実強化するために必要な措置を講ずる責務を有する。

一 原子力事業者は、原子力施設が立地する地域の原子力施設に対する信頼を確保し、その理解を得ることがその事業の円滑な実施を図る上で極めて重要であることに鑑み、そのため必要な取組を推進しながら、国又は地方公共団体が実施する地域振興その他の原子力施設が立地する地域の課題の解決に向けた取組に協力する責務を有する。

二 原子力事故が発生した場合において多数の関係者による長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進

(組織)

第三条の四 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力災害対策指針(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第六条の二第一項に規定する原子力災害対策指針をいう。)に基づく施策の実施の推進その他原子力事故が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進

(設置)

二 原子力災害が発生した場合において多数の関係者による長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進

(組織)

三 内閣に、原子力防災会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

四 「原子炉」とは、ウラン鉱、トリウム鉱その他の核燃料物質の原料となる物質であつて、政令で定めるものをいう。

五 「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもものを除く。

六 政令で定めるものをいう。

七 政令で定めるものをいう。

八 政令で定めるものをいう。

九 政令で定めるものをいう。

十 政令で定めるものをいう。

十一 政令で定めるものをいう。

十二 政令で定めるものをいう。

十三 政令で定めるものをいう。

十四 政令で定めるものをいう。

十五 政令で定めるものをいう。

十六 政令で定めるものをいう。

十七 政令で定めるものをいう。

十八 政令で定めるものをいう。

十九 政令で定めるものをいう。

二十 政令で定めるものをいう。

二十一 政令で定めるものをいう。

二十二 政令で定めるものをいう。

二十三 政令で定めるものをいう。

二十四 政令で定めるものをいう。

二十五 政令で定めるものをいう。

二十六 政令で定めるものをいう。

二十七 政令で定めるものをいう。

二十八 政令で定めるものをいう。

二十九 政令で定めるものをいう。

三十 政令で定めるものをいう。

三十一 政令で定めるものをいう。

三十二 政令で定めるものをいう。

三十三 政令で定めるものをいう。

三十四 政令で定めるものをいう。

三十五 政令で定めるものをいう。

三十六 政令で定めるものをいう。

三十七 政令で定めるものをいう。

三十八 政令で定めるものをいう。

三十九 政令で定めるものをいう。

四十 政令で定めるものをいう。

四十一 政令で定めるものをいう。

四十二 政令で定めるものをいう。

四十三 政令で定めるものをいう。

四十四 政令で定めるものをいう。

四十五 政令で定めるものをいう。

四十六 政令で定めるものをいう。

四十七 政令で定めるものをいう。

四十八 政令で定めるものをいう。

四十九 政令で定めるものをいう。

五十 政令で定めるものをいう。

五十一 政令で定めるものをいう。

五十二 政令で定めるものをいう。

五十三 政令で定めるものをいう。

五十四 政令で定めるものをいう。

五十五 政令で定めるものをいう。

五十六 政令で定めるものをいう。

五十七 政令で定めるものをいう。

五十八 政令で定めるものをいう。

五十九 政令で定めるものをいう。

六十 政令で定めるものをいう。

六十一 政令で定めるものをいう。

六十二 政令で定めるものをいう。

六十三 政令で定めるものをいう。

六十四 政令で定めるものをいう。

六十五 政令で定めるものをいう。

六十六 政令で定めるものをいう。

六十七 政令で定めるものをいう。

六十八 政令で定めるものをいう。

六十九 政令で定めるものをいう。

七十 政令で定めるものをいう。

七十一 政令で定めるものをいう。

七十二 政令で定めるものをいう。

七十三 政令で定めるものをいう。

七十四 政令で定めるものをいう。

七十五 政令で定めるものをいう。

七十六 政令で定めるものをいう。

七十七 政令で定めるものをいう。

七十八 政令で定めるものをいう。

七十九 政令で定めるものをいう。

八十 政令で定めるものをいう。

八十一 政令で定めるものをいう。

八十二 政令で定めるものをいう。

八十三 政令で定めるものをいう。

八十四 政令で定めるものをいう。

八十五 政令で定めるものをいう。

八十六 政令で定めるものをいう。

八十七 政令で定めるものをいう。

八十八 政令で定めるものをいう。

八十九 政令で定めるものをいう。

九十 政令で定めるものをいう。

九十一 政令で定めるものをいう。

九十二 政令で定めるものをいう。

九十三 政令で定めるものをいう。

九十四 政令で定めるものをいう。

九十五 政令で定めるものをいう。

九十六 政令で定めるものをいう。

九十七 政令で定めるものをいう。

九十八 政令で定めるものをいう。

九十九 政令で定めるものをいう。

一百 政令で定めるものをいう。

一百零一 政令で定めるものをいう。

一百零二 政令で定めるものをいう。

一百零三 政令で定めるものをいう。

一百零四 政令で定めるものをいう。

一百零五 政令で定めるものをいう。

一百零六 政令で定めるものをいう。

一百零七 政令で定めるものをいう。

一百零八 政令で定めるものをいう。

一百零九 政令で定めるものをいう。

一百一〇 政令で定めるものをいう。

一百一一 政令で定めるものをいう。

一百一二 政令で定めるものをいう。

一百一三 政令で定めるものをいう。

一百一四 政令で定めるものをいう。

一百一五 政令で定めるものをいう。

一百一六 政令で定めるものをいう。

一百一七 政令で定めるものをいう。

一百一八 政令で定めるものをいう。

一百一九 政令で定めるものをいう。

一百二十 政令で定めるものをいう。

一百二十一 政令で定めるものをいう。

一百二十二 政令で定めるものをいう。

一百二十三 政令で定めるものをいう。

一百二十四 政令で定めるものをいう。

一百二十五 政令で定めるものをいう。

一百二十六 政令で定めるものをいう。

一百二十七 政令で定めるものをいう。

一百二十八 政令で定めるものをいう。

一百二十九 政令で定めるものをいう。

一百三十 政令で定めるものをいう。

一百三十一 政令で定めるものをいう。

一百三十二 政令で定めるものをいう。

一百三十三 政令で定めるものをいう。

一百三十四 政令で定めるものをいう。

一百三十五 政令で定めるものをいう。

一百三十六 政令で定めるものをいう。

一百三十七 政令で定めるものをいう。

一百三十八 政令で定めるものをいう。

一百三十九 政令で定めるものをいう。

一百四十 政令で定めるものをいう。

一百四十一 政令で定めるものをいう。

一百四十二 政令で定めるものをいう。

一百四十三 政令で定めるものをいう。

一百四十四 政令で定めるものをいう。

一百四十五 政令で定めるものをいう。

一百四十六 政令で定めるものをいう。

一百四十七 政令で定めるものをいう。

一百四十八 政令で定めるものをいう。

一百四十九 政令で定めるものをいう。

一百五十 政令で定めるものをいう。

一百五十一 政令で定めるものをいう。

一百五十二 政令で定めるものをいう。

一百五十三 政令で定めるものをいう。

一百五十四 政令で定めるものをいう。

一百五十五 政令で定めるものをいう。

一百五十六 政令で定めるものをいう。

一百五十七 政令で定めるものをいう。

一百五十八 政令で定めるものをいう。

一百五十九 政令で定めるものをいう。

一百六十 政令で定めるものをいう。

一百六十一 政令で定めるものをいう。

一百六十二 政令で定めるものをいう。

一百六十三 政令で定めるものをいう。

一百六十四 政令で定めるものをいう。

一百六十五 政令で定めるものをいう。

一百六十六 政令で定めるものをいう。

一百六十七 政令で定めるものをいう。

一百六十八 政令で定めるものをいう。

一百六十九 政令で定めるものをいう。

一百七十 政令で定めるものをいう。

一百七十一 政令で定めるものをいう。

一百七十二 政令で定めるものをいう。

一百七十三 政令で定めるものをいう。

一百七十四 政令で定めるものをいう。

一百七十五 政令で定めるものをいう。

一百七十六 政令で定めるものをいう。

一百七十七 政令で定めるものをいう。

一百七十八 政令で定めるものをいう。

一百七十九 政令で定めるものをいう。

一百八十 政令で定めるものをいう。

一百八十一 政令で定めるものをいう。

一百八十二 政令で定めるものをいう。

一百八十三 政令で定めるものをいう。

一百八十四 政令で定めるものをいう。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
 (处分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき处分、手続その他行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき处分、手続その他の行為とみなす。
 (その他の経過措置の政令等への委任)

第三十条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院規則)で定める。

附 則 (令和五年六月七日法律第四四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条の規定(原子力基本法第六章に一条を加える改正規定を除く。)並びに附則第十三条、第十五条、第十六条及び第二十六条の規定

二 及び三 略
 四 第一条中電気事業法目次の改正規定(「第二十七条の二十九」を「第二十七条の二十九の六」に改める部分に限る。)、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二章第五節に五条を加える改正規定、同法第五十四条の改

正規定、同法第一百六条第一項の改正規定、同法第一百八条第一項の改正規定、同法第一百十二条の三の見出し及び同条第一項の改正規定、同法第一百六条の改正規定、同法第二百二十条

第一号の改正規定並びに同法第二百二十二条第一号及び第三号の改正規定、第二条の規定(第二号に掲げる改正規定を除く。)次条第一項及び附則第三条において同じ。)並びに第五条の規定(原子力基本法第六章に一条を加える改正規定に限る。)並びに次条並びに附則第三条、第十八条第二項及び第三項、第二十条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第九条第二十一項の改正規定に限る。)、第二十一条並びに第二十二条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範

内において政令で定める日
 (原子力基本法の一部改正に伴う経過措置)
第十五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における第五条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の原子力基本法(次条及び附則第十八条第二項において「新原子力基本法」という。)第二条の第三第四号の規定の適用については、同号中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」とあるのは、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」とする。

第十六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から第四号施行日の前日までの間における新原子力基本法第二条の二第一項の規定の適用については、同項中「いう。第十六条の二第二項において同じ」とあるのは、「いう」とする。
 (政令への委任)

第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。